

○物価連動国債の取扱いに関する省令第二条の規定に基づき物価連動国債の想定元金額の算出に関し必要な事項を定める件

平成十六年二月十八日

財務省告示第七十七号

第一条 各日における想定元金額は、次の式により算出する。

$$\text{物価連動国債の想定元金額} = \text{元金} \times \text{連動係数}$$

第二条 令和三年九月十一日以降の各日における前条の連動係数は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる式により算出するものとし、その数に小数点以下第五位未満（平成二十八年三月三十一日以前に発行された物価連動国債については、小数点以下第三位未満）の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

一 令和三年九月十一日以降に発行された物価連動国債（令和三年九月十日以前に発行されている物価連動国債と同一の記号として発行された物価連動国債を除く。）の場合

令和2年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数

令和2年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される国債発行日の属する月の10日に

おける適用指数

二 令和3年9月11日以降に発行された物価連動国債であって、令和3年9月10日以前に発行されている物価連動国債と同一の記号として発行されたもの場合及び平成28年9月11日以降令和3年9月10日以前に発行された物価連動国債の場合

---

令和2年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数

×

平成27年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される国債発行日の属する月の10日における適用指数

平成27年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される令和3年9月10日における適用指数

---

令和2年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される令和3年9月10日における適用指数

三 平成28年9月10日以前に発行された物価連動国債の場合

令和2年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数

×

平成22年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される国債発行日の属する月の10日における適用指数

平成22年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成28年9月10日における適用指数

×

平成27年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される平成28年9月10日における適用指数

平成27年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される令和3年9月10日における適用指数

令和2年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される令和3年9月10日における適用指数

2 令和三年九月十日以前の各日における前条の連動係数は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる式により算出するものとし、その数に小数点以下第五位未満（平成二十八年三月三十一日以前に発行された物価連動国債については、小数点以下第三位未満）の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

一 平成28年9月11日以降に発行された物価連動国債の場合

平成27年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数

平成27年基準に基づく消費者物価指数に基づき算出される国債発行日の属する月の10日に

おける適用指数

二 平成28年9月10日以前に発行された物価連動国債の場合

平成27年基準に基づいて消費者物価指数に基づき算出される各日における適用指数

平成22年基準に基づいて消費者物価指数に基づき算出される国債発行日の属する月の10日における適用指数

平成22年基準に基づいて消費者物価指数に基づき算出される平成28年9月10日における適用指数

平成27年基準に基づいて消費者物価指数に基づき算出される平成28年9月10日における適用指数

3 前二項に規定する「消費者物価指数」とは、総務省が統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である小売物価統計のための調査の結果に基づき作成する全国消費者物価指数のうち生鮮食品を除く総合指数をいう（次条において同じ。）。

4 第一項及び第二項に規定する「国債発行日」とは、物価連動国債の取扱いに関する省令第五条第一項の国債発行日をいい、第一項及び第二項に規定する「国債発行日の属する月の十日」とは、その物価連動国債が、国債発行日から初期利子の支払期までの期間が六月に満たない場合（既に発行されている物価連動国債と同一の記号として発行された場合を除く。）にあつては、当該初期利子

の支払期の六月前の日の属する月の十日をいい、また、既に発行されている物価連動国債と同一の記号として発行された場合にあつては、当該既に発行されている同一の記号の物価連動国債が最初に発行された際の国債発行日の属する月の十日（当該既に発行されている同一の記号の物価連動国債が最初に発行された際の国債発行日から初期利子の支払期までの期間が六月に満たない場合にあつては、当該初期利子の支払期の六月前の日の属する月の十日）をいう。

第三条 前条第一項及び第二項の適用指数は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる方法により算出するものとし、その数に小数点以下第三位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。この場合において、 $n$ は想定元金額を算出しようとする日を、 $m$ は $n$ の属する月を表すものとする。

一  $n = 10$ の場合

( $m - 3$ )月の消費者物価指数

二  $n > 10$ の場合

$m$ 月10日に適用される消費者物価指数 + [( $m + 1$ )月10日に適用される消費者物価指数

−  $m$ 月10日に適用される消費者物価指数] ×

$\frac{n-10}{m \text{月11日から}(m+1) \text{月10日までの日数}}$

三 n < 10の場合

(m - 1) 月10日に適用される消費者物価指数 + [m 月10日に適用される消費者物価指数

— (m - 1) 月10日に適用される消費者物価指数] ×  $\frac{\text{(m-1) 月11日からm月n日までの日数}}{\text{(m-1) 月11日からm月10日までの日数}}$

(最終改正 令和三年財務省告示第二百二十三号)